



基勞補発第 0731001 号

平成 15 年 7 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

(公 印 省 略)

精神障害等事案の高裁判決に係る留意事項について

業務が原因でうつ病を発症して自殺に至ったとして、その業務上外が争われていた行政事件訴訟（XXXXXXXXXX事件）について、本年 7 月 8 日、名古屋高等裁判所は控訴人（国）の控訴を棄却する旨の判決を行った。

本件は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針（以下「判断指針」という。）」の策定以降、精神障害の業務上外認定に係る初めての裁判であることから、第一審及び控訴審を通じて国の考え方を十分主張するとともに、上訴の適否について慎重に検討してきたところであるが、最終的には上告をしないことにより国の敗訴が確定したところである。

については、下記の事項に留意の上、判断指針の今後の運用に適正を期されたい。

なお、本件の経過（別添 1）及び高裁判決の主要な論点（別添 2）を添付したので併せて参考とされたい。

記

1 上告を行わなかった理由について

- (1) 地裁判決においては、国の判断指針が否定されたことや業務による心理的負荷の評価に当たって、精神的に最も脆弱である者を基準としてその強弱を判断すべきであるとされたこと等、国として是認しがたい判断が示されていたことから、これらの点を不服として控訴していたものである。

高裁判決では、これらの点について、判断指針の合理性を認め、また、心理的負荷の強度の評価についても、本人を基準として判断する考えを明確に否定するとともに、最も脆弱である者を基準として判断すべきものとはしていないと理解でき、国の主張が容れられたものとなっていること。

- (2) 高裁判決も国敗訴の内容ではあるが、判決の理由と国の主張との異なる点は、別添2で整理したとおり、被災者が関係した個々の業務による心理的負荷の強度に関する評価の仕方(事実認定)であり、これらは上告又は上告受理申し立ての理由(注)とはならないものと判断されること。

以上のことから、本件については上告を行わなかったものである。

(注) 1 上告については、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由にするときにできるものとされている。

2 上告受理申し立てについては、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる事件について、申し立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができるものとされている。

2 判断指針の見直しについて

現行の判断指針については、高裁判決において、①現在の医学的知見に沿って作成されたものとして合理性を認めていること、②労働者の置かれた立場や状況について斟酌してストレスの強度を評価すべきと判示された点については、既に盛り込まれていること、③判断指針の策定以降、判断指針に影響を及ぼすと考えられる新たな医学的知見は得られていないことから、直ちに判断指針の見直しを開始する状況ではないと判断している。

なお、従来から、精神医学等に関する医学的知見の収集と分析に努めているところであり、今後においてもこれを継続的に行うこととしている。

3 今後の判断指針運用の留意点について

- (1) 高裁判決においては、本件被災者の置かれた特殊な立場や状況から、出来事の心理的負荷の強度を平均的なものより重く評価したものである。このような

評価の仕方は、判断指針の第4の2の(1)のロ（出来事の平均的な心理的負荷の強度の修正）によって行いうるものであるが、事案によってはこのように強度の修正を必要とするものもあるのでその要否を慎重に判断すること。

なお、業務による心理的負荷の強度の総合評価は、出来事後の状況（判断指針の第4の2の(2)）によっても変更されることもあるので、この点についても慎重に判断すべきものであること。

また、心理的負荷の強度等の検討に当たっては、複数の専門家による合議等によって行うこととしているが、当該合議等が判断指針及び関係事務連絡に基づき的確に運営されるよう配慮すること。

- (2) 今回の高裁判決の概要については、地方労災医員協議会精神障害等専門部会の医師その他の関係専門医に対して説明を行うこと。

事件の経過

- 1 判決日 平成15年7月8日
- 2 係属裁判所 名古屋高等裁判所
- 3 争点 うつ病による自殺の業務上外
- 4 当事者 控訴人 豊田労働基準監督署長 被控訴人
- 5 判決結果 控訴棄却（国敗訴）
- 6 事件の経過

| | | | |
|-------|-----------|-----|------------|
| 請求 | 平成元年3月18日 | 原処分 | 平成6年10月21日 |
| 審査請求 | 平成6年11月7日 | 棄却 | 平成9年2月20日 |
| 再審査請求 | 平成9年4月17日 | 棄却 | 平成13年5月16日 |
| 提訴 | 平成7年3月24日 | 取消 | 平成13年6月18日 |
| 控訴 | 平成13年7月2日 | | |

7 事件の概要

被控訴人の亡夫（死亡時35歳）は、昭和53年4月トヨタ自動車（株）に入社し、以降シャシー設計業務に従事し、昭和62年2月にはシャシー設計部係長に昇進したが、昭和63年8月26日午前5時30分頃自宅から1km離れたビル6階から飛び降り、全身打撲により死亡した。

この自殺に関し、原告（の妻）は、業務に起因し発症した「うつ病」による自殺であって業務上の疾病であるとして、遺族補償年金給付等を請求したが不支給決定がなされ、審査請求審理中である平成7年3月24日提訴に及んだものである。

8 一審判決要旨

- (1) 業務上の心理的負荷の強度の評価は、同種労働者の中でその性格傾向が最も脆弱であるもの（がどう受け止めるか）を基準と（して判断）するのが相当。
- (2) 被控訴人の亡夫の過重、過密な業務等による負荷は、少なくとも同人にとって、社会通念上、うつ病を発症させる一定程度以上の危険性を有するものであったとして、業務とうつ病発症との間の相当因果関係を肯定。
- (3) （業務上の心理的負荷の強度の評価は、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという客観的観点から検討すべきとする）国の主張並びに専門検討会報告書及び判断指針の内容は不採用。

事件名古屋高裁判決の主要な論点

1 判断指針に対する本判決の評価（判決文49頁・51頁・52頁）

判決は括弧書きながら「なお、判断指針は、現在の医学的知見に沿って作成されたもので、一定の合理性があることが認められるものの、当てはめや評価にあたっては幅のある判断を加えて行うものであるところ、当該労働者が置かれた具体的な立場や状況などを十分斟酌して適正に心理的負荷の強度を評価するに足りるだけの明確な基準になっているとするには、いまだ十分とはいえず、うつ病の業務起因性が争われた訴訟において、この基準のみをもって判断するのが相当であるとまではいえない。」としている。

この部分の判示については、まず、判断指針が現在の医学的知見に沿って作成されたもので一定の合理性があるとしている点で判断指針を是認したものと受け止めている。（なお、後述するように、業務の過重性を判断するについて本人を基準とする見解を明確に否定していること、また、判決における総合判断についての考え方は判断指針の考え方に沿ったものであることから、判断指針の考え方は是認されていると考えている。）

次に、「判断指針が明確な基準になっているとするには、いまだ十分とはいえない」としている点について、判決が「いわゆる業務の過重性について本人を基準とする見解、すなわち本人が感じたままにストレスの強度を理解すれば足りるとする見解は採用できない」として被控訴人側が主張した本人基準説については明確に否定した上で、「ストレスの性質上、本人が置かれた立場や状況を充分斟酌して出来事のもつ意味合いを把握した上で、ストレスの強度を客観的見地から評価することが必要」と判示していることと併せて検討する。

この考え方については、判断指針においても、業務による心理的負荷を客観的に評価するため、「職場における心理的負荷評価表」を用いて行うものとしているが、労働者の就労状況等に関する調査結果を十分に踏まえた上で、①具体的出来事による心理的負荷の強度、②心理的負荷の強度を修正する視点、③出来事に伴う変化等を検討する視点等に基づき判断し、この後に続く総合評価までの具体的な検討に当たっては、客観的判断がなされるよう複数の専門家による合議を行うこととしており、上述した判決の「当該労働者が置かれた具体的な立場や状況などを充分斟酌して適正に心理的負荷の強度を評価する」あるいは「ストレスの強度を客観的見地から評価する」という要請に十分応え得るものと理解している。

判決が「判断指針が明確な基準になっているとするには、いまだ十分とはいえない」とするのは、判断指針における心理的負荷評価表を用いてのあてはめにこのような幅のある方法が用

いられていることの理解が十分なされなかったものと考えている。

判決は続けて「本件においては、亡■が従事していた業務が、自動車製造における日本のトップ企業において、内容が高度で専門的であり、かつ、生産効率を重視した会社の方針に基づき高い労働密度の業務であると認められる中で、いわゆる会社人間として仕事優先の生活をして、第1係係長という中間管理職として恒常的に時間外労働を行ってきた実情を踏まえて判断する必要があるというべきである。」と具体的な評価の考えを示しているが、これについても心理的負荷の強度についての当てはめ方の問題として上記の判断指針における負荷評価表の取扱いの中で十分考慮できるものと考えている。

また、「訴訟において、この基準のみをもって判断するのが相当であるとまではいえない」としている点については、訴訟において心理的負荷の強度を評価するに際して個人的な幅がありうるということを判示した意味とともに、裁判所が行政通達（判断指針）のみに拘束されるものではないという当然のことを判示したにすぎないものと理解している。

2 危険性の判断基準（判決文50頁）

判決は「社会通念上、当該精神疾患を発症させる一定以上の危険性」について、誰を基準として判断するかについて、これも括弧書きながら、要旨、「（同種労働者の中でその性格傾向が最も脆弱な者を基準とするという原判決の）理解は、専門検討会報告書及び判断指針が想定する同種の労働者の具体的な内容が、性格やストレス反応性につき多様な状況にある多くの人々についてどの程度の脆弱性を基準としているのかが明らかではないことから生じた誤解のようであり、専門検討会報告書を取りまとめた委員会の座長を務めた原田憲一医師の当審における供述及び陳述書によれば、通常想定される範囲の同種労働者の中で最も脆弱な者を基準にするという（原判決の）考え方は、専門検討会や判断指針と共通するものであると認められる。さらに、控訴人の主張する平均人基準説も、平均人としてどのような者を想定しているのかが必ずしも明らかではなく、平均という言葉が全体の2分の1程度の水準を意味するものと理解することも可能であるが、判断指針と同程度の水準を想定しているのであれば、原判決の見解と大差はないものと考えられる。」と判示している。

この部分の記述については、論旨が不明なところもあるものの、判決に引用されている陳述書において専門検討会の座長を務められた原田憲一医師は、業務上の負荷について誰を基準として考えるかについては「『通常想定される範囲内』という幅の中で、その中の最も脆弱な者も含めての基準である点では、一致しています。したがって、（原）判決が上記の文に続けて『専門検討会報告書及び判断指針の見解は採用することができない』と述べているのは、理解できません。明らかに、裁判所の誤解と考えます。」としている。すなわち原田医師は判断指針の職場における心理的負荷評価表の強度の前提には最も脆弱な者を含んでいると主張しているものであり、最も脆弱な者を基準として判断するということを陳述している訳ではない。した

がって判決は、最も脆弱な者を含んでいる基準という意味で、原審も国の考えも大差がないと判示したものと解され、このことは上記1で述べた具体的なストレスの評価の考え方によっても認められる。

なお、判決はこの判示に引き続き、本人を基準として業務上の負荷を判断する考えを明確に否定し、ストレスの強度を客観的に評価する必要があるとしていること、個別判断にあたり、最も脆弱な者を基準とし判断は行っていないことからすると、最も脆弱な者を基準として判断すべきという考えは否定していると理解される。

3 その他の判示事項

(1) 立証責任（判決文47頁）

判決は「業務災害に関する遺族補償及び葬祭料の各給付は、一定の事由が生じた場合に請求権を有する者の請求に基づいて補償が行われる制度であることに照らせば、これらの給付を受けようとする者が、請求にかかる各給付について自己に受給資格があることを証明する責任があるというべきであるから、業務起因性の立証責任は保険給付の請求者にあると解すべきである。」として、従来判例を踏襲して国の主張を追認した。

(2) 相当因果関係の必要性（判決文48頁）

判決は「業務と傷病等との間に業務起因性があるというためには、労働者災害補償制度の趣旨（労働者が従事した業務に内在ないし通常随伴する危険が発現して労働災害を生じた場合に、使用者の過失の有無を問わず、被災労働者の損害を補填するとともに、被災労働者及びその遺族の生活を補償するものである。）に照らすと、単に当該業務と傷病等との間に条件関係が存在するのみならず、社会通念上、業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化として死傷病等が発生したと法的に評価されること、すなわち相当因果関係の存在が必要であると解せられる。」として、従来から国が主張している相当因果関係の必要性を明確にした。

また、判決は「精神疾患の発症や増悪は様々な要因が複雑に影響し合っていると考えられているが、当該業務と精神疾患の発症や増悪との間に相当因果関係が肯定されるためには、単に業務が他の原因と共働して精神疾患を発症もしくは増悪させた原因であると認められるだけでは足りず（よって、被控訴人主張の共働原因論は採用できない。）、当該業務自体が、社会通念上、当該精神疾患を発症もしくは増悪させる一定程度以上の危険性を内在または随伴していることが必要であると解するのが相当である。」として請求人側が主張する共働原因論を明確に否定した。

(3) 「ストレス - 脆弱性」理論の是認（判決文49頁）

判決は「うつ病の発症メカニズムについてはいまだ十分解明されていないけれども、現在

の医学的知見によれば、環境由来のストレス（業務上ないし業務以外の心身的負荷）と个体側の反応性、脆弱性（个体側の要因）との関係で精神破綻が生じるかどうかが決まり、ストレスが非常に強ければ个体側の脆弱性が小さくても精神障害が起こるし、逆に脆弱性が大きければストレスが小さくても破綻が生ずるとする『ストレス - 脆弱性』理論が合理的であると認められる。」と判示し、国の主張する判断指針が根拠としている「ストレス - 脆弱性」理論を原判決同様、合理的なものと認定している。